

平成 29 年 3 月 29 日
消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 3 月 10 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。なお、その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

また、意見公募の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の加算額の改定を行います。

2 意見募集の結果

平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 3 月 10 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。なお、その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

3 政令の公布

消防庁では、意見募集の実施結果等を踏まえて検討し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 57 号）を平成 29 年 3 月 29 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁地域防災室 森課長補佐、古内

TEL 03-5253-7561（直通）

FAX 03-5253-7576

意見募集の結果について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する御意見について

1. 意見募集の結果

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 3 月 10 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。なお、その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

2. 政令等の公布

消防庁では、意見募集の結果等を踏まえ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 57 号）を平成 29 年 3 月 29 日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政にご理解を賜るようお願いいたします。

3. 本件問い合わせ先

消防庁地域防災室（担当：古内）

TEL 03-5253-7561（直通）

FAX 03-5253-7576

政令第五十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「同法第三十六条」を「これらの規定を同法第三十六条第八項」に、「及び第三十六条」を「及び第三十六条第八項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「四百三十三円」を「三百三十三円」に改め、「第二号」の下に「に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については三百三十三円）を、第三号」を加え、「第五号」を「第六号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第二号に該当する扶養親族

「に」、「にあつては」を「には」に、「三百六十七円」を「三百円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第二条第四項中「満十五歳」を「十五歳」に、「満二十二歳」を「二十二歳」に改め、「以下」の下に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、

この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべ

き事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（災害対策基本法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

3 次に掲げる政令の規定中「同法第三十六条」を「これらの規定を同法第三十六条第八項」に、「及び第三十六条」を「及び第三十六条第八項」に改める。

一 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十六条第一項

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五

号）第四十三条第一項

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）概要

1. 改正が必要となった経緯

- 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）が本年度 11 月に改正され、来年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更される
ところ。
（配偶者に係る手当額を 13,000 円→10,000 円→6,500 円に減額し、子に係る手当額を 6,500 円→
8,000 円→10,000 円に増額）
- 「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和 31 年政令第 335 号。
以下「基準政令」という。）において、損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基
礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手
当の支給額及び支給対象をもとに定められている。
- 今般、給与法が上記のとおり改正されたことから、基準政令で定められている扶養
親族加算額及び加算対象区分について、改正を実施する必要がある。
- 平成 28 年度は、平成 29 年度における補償基礎額の加算額を改定し、平成 30 年度に
おける補償基礎額の加算額は平成 29 年度に改定することとする。

2. 改正の概要（案）

- 加算額（基準政令第 2 条第 3 項）

政令における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 （婚姻の届出を しないが、事実上 婚姻関係と同様 の事情にある者 を含む。）	22 歳に達する日 以後の最初の 3 月 31 日までの間 にある子	22 歳に達する日 以後の最初の 3 月 31 日までの間 にある孫	60 歳以上の 父母及び祖 父母	22 歳に達する 日以後の最初 の 3 月 31 日ま での間にある 弟妹	重度心身 障害者
平成 28 年度以 前	加算額	433 円	217 円	217 円			
	配偶者が不在場 合の加算額（扶養 親族のうち 1 人 に限る）	—	367 円	367 円			
平成 29 年度	加算額	<u>333 円</u>	<u>267 円</u>	<u>217 円</u>			
	配偶者が不在場 合の加算額（扶養 親族のうち 1 人 に限る）	—	<u>333 円</u>	—			
	配偶者及び扶養 親族に係る子が ない場合の加算 額（扶養親族の うち 1 人に限る）	—	—	<u>300 円</u>			
平成 30 年度以降		<u>217 円</u>	<u>333 円</u>	217 円			

3. スケジュール

閣議日：平成 29 年 3 月 24 日

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

- | | |
|--|---|
| ◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄） | 1 |
| ◎ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄） | 4 |
| ◎ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄） | 5 |

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補償基礎額）</p> <p>第二条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」とい</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第二条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合に於ては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第二十四条</p>

う。)又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことに
により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、八千八百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円(非常勤消防団員等に第一号に該当する者がない場合には、そのうち一人については三百三十三円)を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円(非常勤消防団員等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については三百円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、八千八百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円(非常勤消防団員等に第一号に掲げる者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある

弟妹

六 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

（新設）

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある

弟妹

五 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。

◎ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損害補償の基準）</p> <p>第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。</p> <p>2 法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。</p>	<p>（損害補償の基準）</p> <p>第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。</p> <p>2 法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。</p>

◎ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損害補償の額）</p> <p>第四十三条 法第六十条第一項の規定による損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとする。</p> <p>2 法第六十条第二項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。</p>	<p>（損害補償の額）</p> <p>第四十三条 法第六十条第一項の規定による損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとする。</p> <p>2 法第六十条第二項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。</p>